

門真市立青少年運動広場ご利用の皆様へ

門真市立青少年運動広場は、青少年の健全育成や、スポーツやレクリエーションを通じて市民生活の向上を目的で設立され、管理運営がなされています。
適正にご利用いただき、市民サービスの向上を図るため、以下に該当する事項を迷惑行為、違反行為とみなし、該当者には厳正な態度で臨みます。

◆ 営利行為（指導にもかかわらず改善なき場合は「出入り禁止」となります。） ※判別のために団体の会計状況を見させていただく場合があります。
◆ 登録カード取得申請時に虚偽の申請、もしくは口頭にて虚偽の説明を行うこと。
◆ 登録申請内容に変更が生じたにもかかわらず、変更申請しない場合。
◆ WEBを媒体とした参加者募集行為や案内等を含む掲載。 ※ただし、門真市や管理者が許可したものは除きます。
◆ スクール行為。 ※ただし、門真市や管理者が許可したものは除きます。
◆ 運動広場利用時のIDカードの非提示。
◆ 運動広場利用時の本人不在（やむを得ない場合はご本人から管理者に相談ください。） ※指導にもかかわらず繰り返される場合は「又貸し行為」とみなします。
◆ 本人以外のIDでのコート利用。 ※指導にもかかわらず繰り返される場合は「なりすまし行為」とみなします。
◆ キャンセルを繰り返す行為。 ※利用実績のない「ゴースト会員」による、とりあえずの申し込みや予約は、他の利用者の利用機会を奪う迷惑行為でお断りします。
◆ 運動広場内外（施設全体）での喫煙。
◆ 駐車場の不適正な（定位置外・定数以上・時間外の駐車）使用。 ※ただし、管理者が許可した場合は除きます。
◆ 公序良俗に反した迷惑行為。
◆ 硬式ボールの使用
◆ 高反発バットの使用
◆ 金属スパイクを履いてのクラブハウスの使用
◆ 許可した競技以外での運動広場の使用。（門真市・管理者が許可した場合は除きます。）
◆ 管理者の指導に従わない。
◆ 無断キャンセル。（特に使用料未納の場合は悪質な迷惑行為です。）

※ 上記は基本的な事項をまとめたものです。管理者により、施設内にその他の注意事項が適時掲示される場合があります。コート利用の際には掲示物にもご注意ください。
極めて悪質な行為は、場合によっては今後の施設利用をお断りする事もあります。